

まちのルールは、自分たちの手で！

ずっと住みたいまち。愛着や誇りのもてるまち。
そんなまちを、地域のみなさんでつくり上げてみませんか？



自主的なまちづくりの活動を力強くサポートします

地域まちづくり活動のススメ

住みたいまちであるために

快適なまちの環境、これからもずっと守っていけるといいですね。しかし、土地の使い方や建築物の建て方はさまざまな法律により定められているため、地域によっては将来大きなビルが建ったり、隣の建物が建て替え時に敷地間際まで迫ってきたりなど、環境が大きく変わってしまうこともあります。

そこで、住民が自主的にまちの将来像や方針を定め、それらを実現させていく上で必要となるルールをきめ細やかに定めることが、これからの地域のまちづくりではとても大切なのです。



▲ずっと住みたいまちにするためには、どんなことができるでしょうか

協働のまちづくりって？



▲氷川参道周辺の環境保全のために、行政と地域が一体となって取り組んでいます

「でも、まちづくりって行政がやってくれるものじゃないの？」そう感じる方も多いと思います。しかし、地域の特性に応じたまちづくりを進めるためには、行政だけではなく、住民もいっしょになって、共通の目的の実現や課題の解決に向けて対等な立場で連携しながら取り組んでいくという、「協働のまちづくり」により進めることが大切です。

さいたま市では、地域に必要とされる「まちづくりのルール」を、住民が自主的につくり上げるためのサポートとして、「まちづくり支援制度」などの仕組みを設けています。

愛着のもてる「まち」を、自分たちの手でつくりませんか？
そんなまちづくりにきっと役立つ、3つのステップをご紹介します！

Step 1

まちづくりを考えてみよう

住まいの環境やそれに対する考え方は人それぞれですが、良い環境であれば「守りたい」、悪くなれば「心配だ」「何とかしたい」という意識を持つ方は、きっと多いのではないのでしょうか。

そんな思いを共有し合いながら、住み良いまちの環境やあるべき姿を少し考えてみませんか？



「まちづくりセミナー」に参加しよう！

まちづくり活動の「きっかけ」をつくるための講座で、専門家によるアドバイスを受けながら、まち歩きやワークショップなどを通して、実際のまちづくりについて考えます。
毎年秋ごろに開催しています。詳しくは、まちづくり総務課(TEL 829-1444)まで。

平成22年度の
まちづくりセミナーでは…

まち歩きでまちの魅力を発見 ～まちづくりの基本は現地調査にあり！～

●まちづくり基礎講座

専門家の方が講師となり、市民主体のまちづくりの重要性や現地調査の手法、調査結果のまとめ方などを学びました。



●まち歩き

講座後に話し合ったまち歩きのエリアやテーマ、視点等をもとに、実際にまちを歩いて調査、情報収集を行いました。



●ワークショップ

まち歩きを振り返りながら情報や課題を整理、まちの魅力の活かし方や課題解決の方策を探り、成果を発表しました。



参加者の声

- まち歩きをやったことが、とても効果的だった。
(20代男性)
- 住む地域周辺のことを身近に感じることができた。
(30代女性)
- 色々な視点から現場を見ることを実習し大変勉強になった。
(70代男性)
- 短期間でテーマをまとめる技法を経験できた。
(50代男性)

Step2へと続きます！

まちのルールは、自分たちの手で！

まちのルールは、自分たちの手で！



Step 2 まちづくりの輪を広げよう

セミナーなどで、まちづくりに対する関心がさらに高まったら、自分の住むまちで実践！ ご近所さんや自治会などで話題にすれば、同じように「住み良いまちにしたい」と感じている方がきっといるはず。そうして輪が広がったら、まちの課題や将来の姿を少しずつ考えていきましょう。

そのお手伝いは、まちづくり専門家におまかせ！



「まちづくり専門家」を呼ぼう！

「まちづくりの仕組みを知りたい」「具体的な方法がわからない」とお困りのグループには、「まちづくり専門家派遣制度」により、まちづくりのお手伝いを行う専門家を派遣します。地区の問題を解決するためのさまざまな仕組みや制度、自主的なまちづくりを行っていくための組織づくりなどについて、アドバイスを受けることができるなど、まちづくりの「きっかけづくり」から「仲間づくり」を支援します。まずはまちづくり総務課(TEL 829-1444)へご相談ください。

Step 3 まちづくりの組織をつくろう

専門家のアドバイスなどにより、自分たちのまちの課題や将来像、まちづくりの仕組みなどが明らかになったら、地区で組織を立ち上げて具体的な検討や活動を進めましょう。会議の実施や資料の作成など、やることはさまざま。当然費用もかかり、会費だけでは足りないかもしれません。

そんなときのために、補助金制度があります。



「まちづくり支援補助金」を活用しよう！

地域のまちづくりの活動を計画的に進める団体等に対して、「まちづくり支援補助金交付制度」により、勉強会の実施や資料・広報紙の作成費、まちづくりの計画やルールの検討に要する費用など、自主的なまちづくり活動にかかる費用の一部を年間50万円・5年間を限度に、予算の範囲内で助成しています。

まちづくりの研究・検討から実施までの活動を力強くサポートします。事前にまちづくり総務課(TEL 829-1444)へご相談ください。

「まちづくり支援制度」を活用して…

みんなで守る「まちのルール」をつくりました！

浦和西高台自治会(浦和区大原)の事例

なぜルールづくりを？

地区内のあちこちで老朽化による建て替えや住民の入れ替わりがあり、「この住み慣れた環境が大きく変わってしまうのでは」という懸念から、地区内の建築物などのルールづくりを行う活動がスタートしました。



まちづくり支援制度をどう活用した？

まちづくり専門家派遣制度を活用して、活動の進め方や相談、先進事例の視察などを実施。その後の勉強会の開催やニュースの発行、素案の作成に必要なデータや模型作成などの費用の一部として、まちづくり支援補助金交付制度を活用しました。

どのようなまちになった？

住環境を守るルールとして、緑の生け垣や見通しの良い塀の使用、建て替え時の建物の高さの制限などを盛り込んだ「地区計画」を策定しました。その後もまちづくり委員会を立ち上げて、継続的な活動を行っています。

「地区計画制度」って？

建築物の用途や形状、垣や柵の構造の制限など、地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりルールを住民が主体的に定め、計画的により良いまちへ誘導していくための制度です。

詳しくは都市計画課(TEL 829-1409)まで。



「まちづくり支援制度 出前説明会」

を行っています！

ここで紹介したまちづくり支援制度について、詳しく知りたい、直接話を聞きたいという場合は、市からご説明にうかがえます。気軽にお問い合わせください！

まちづくり総務課 まちづくり支援係
TEL 829-1444

まちのルールは、自分たちの手で！